

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【事業年度】	第18期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	トレンダーズ株式会社
【英訳名】	Trenders, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員CEO 岡本 伊久男
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目16番3号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 田中 隼人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目16番3号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 田中 隼人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	1,839,236	2,020,214	-	-	-
経常利益 (千円)	159,323	143,402	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	85,529	60,835	-	-	-
包括利益 (千円)	85,529	60,835	-	-	-
純資産額 (千円)	1,588,831	1,673,721	-	-	-
総資産額 (千円)	1,932,615	2,038,929	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	447.16	458.65	-	-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	25.32	16.93	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	22.08	16.29	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.2	82.1	-	-	-
自己資本利益率 (%)	5.4	3.7	-	-	-
株価収益率 (倍)	34.16	39.81	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,155	237,829	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,830	334,345	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	31,840	27,134	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,269,358	1,145,707	-	-	-
従業員数 (名)	84	89	-	-	-
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期、第17期及び第18期は、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。

3. 第14期及び第15期は、連結子会社が存在するため、連結財務諸表を作成しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (千円)	1,722,025	1,801,212	1,494,931	1,860,373	2,165,784
経常利益 (千円)	150,284	180,713	18,541	199,045	370,341
当期純利益 (千円)	79,962	102,438	48,654	141,446	281,867
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 () (千円)	-	-	12,910	9,815	35,972
資本金 (千円)	532,519	544,547	544,948	549,156	553,966
発行済株式総数 (株)	3,553,200	3,649,200	3,651,600	3,684,000	3,721,800
純資産額 (千円)	1,583,264	1,709,757	1,736,080	1,860,383	1,983,054
総資産額 (千円)	1,798,926	2,005,380	1,969,474	2,267,556	2,429,512
1株当たり純資産額 (円)	445.59	468.53	474.77	504.34	542.95
1株当たり配当額 (円)	-	7.00	7.00	14.00	24.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	23.68	28.51	13.33	38.63	76.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	20.65	27.43	13.02	37.88	71.58
自己資本比率 (%)	88.0	85.3	88.0	81.9	81.5
自己資本利益率 (%)	5.2	6.2	2.8	7.9	14.7
株価収益率 (倍)	36.53	23.64	35.65	21.51	37.78
配当性向 (%)	-	24.55	52.51	36.24	31.35
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	61,893	229,249	192,507
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	162,112	593,091	413,724
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	22,079	17,131	158,924
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	860,340	1,665,549	1,285,408
従業員数 (名)	75	81	83	84	99
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期及び第15期は連結財務諸表を作成しているため、第14期及び第15期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

平成12年4月	東京都渋谷区桜丘町に設立（資本金1,000万円） 流行に敏感な女性を組織化し、母集団に対してマーケティング調査を行う「女性に特化したマーケティング」サービスを開始
平成12年12月	東京都渋谷区東にオフィスを移転
平成16年12月	東京都渋谷区恵比寿西にオフィスを移転
平成18年8月	第三者割当増資（資本金1億6,600万円）
平成18年9月	東京都渋谷区東にオフィスを移転
平成22年5月	株式会社サイバーエージェントの連結子会社化
平成22年10月	第三者割当増資（資本金1億9,600万円）
平成23年9月	株式会社サイバーエージェントより当社役員等への株式譲渡により、同社の持分法適用会社化
平成24年3月	株式会社クラリティ・アソシエイツを吸収合併
平成24年6月	株式会社サイバーエージェントより当社役員等への株式譲渡により、同社の持分法適用会社より除外
平成24年10月	東京証券取引所マザーズ上場
平成25年11月	化粧品の製造販売を行う株式会社H&BCの全株式を取得し連結子会社化
平成27年4月	スマートデバイスに特化したマーケティング戦略会社株式会社Smarpriseを設立
平成27年4月	連結子会社株式会社H&BCの全株式を譲渡
平成28年2月	株式会社Smarpriseの株式の一部を譲渡し、関連会社化
平成30年3月	株式会社Smarpriseの株式保有目的の変更により、同社を関連会社より除外
平成30年4月	東京都渋谷区東内でオフィスを移転
平成30年5月	ギフトEC事業に特化した株式会社BLTを設立
平成30年5月	美容動画メディア「MimiTV」を運営する株式会社MimiTVの全株式を取得し連結子会社化

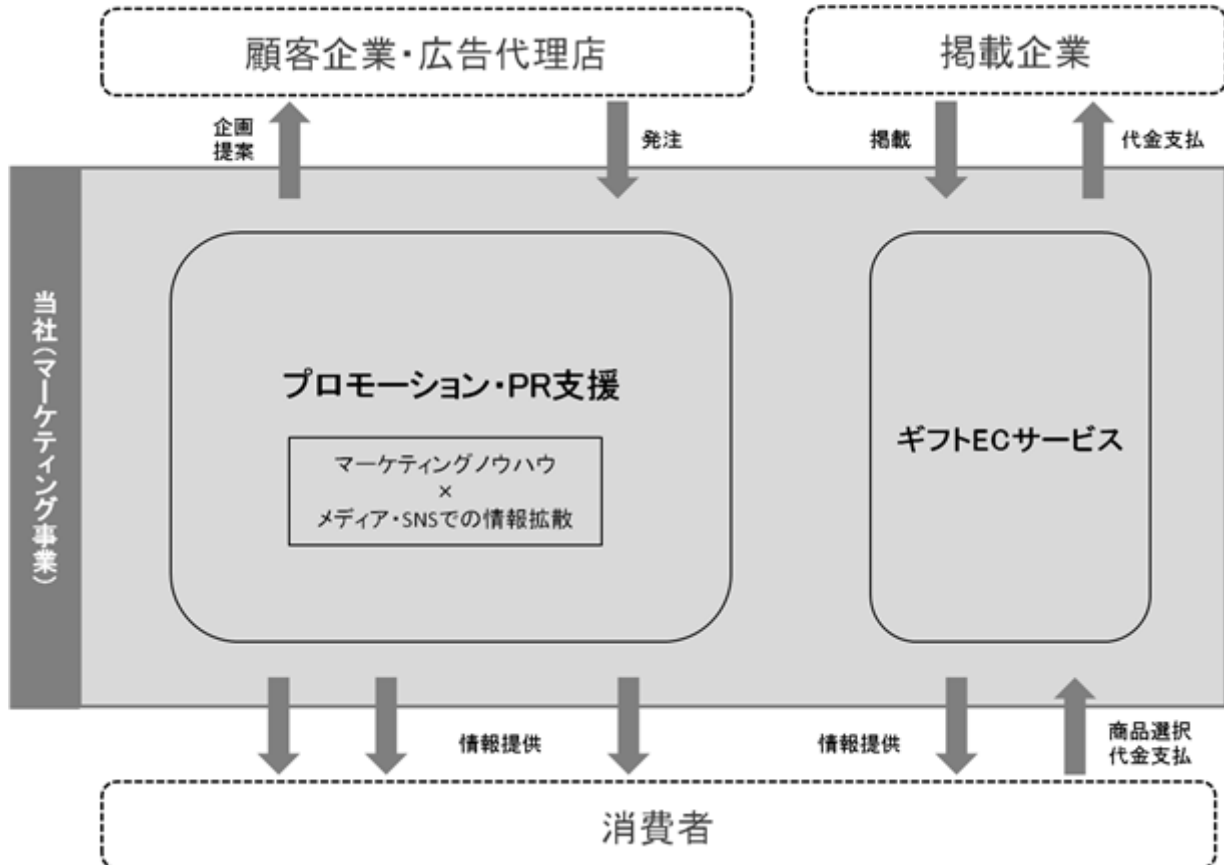
3【事業の内容】

当社は、企業のプロモーション・PR支援を行う「マーケティング事業」とギフトECサービス「Anny magazine」を運営する「ギフトEC事業」の2つの事業を運営しております。なお、当社はマーケティング事業の単一セグメントにて開示しており、セグメント別の記載は省略しております。

なお、平成30年5月1日付で、ギフトEC事業に特化した子会社、株式会社BLTを設立し、当社連結子会社としております。これにより、平成31年3月期からの報告セグメントは、「マーケティング事業」「ギフトEC事業」「インベストメント事業」で構成される予定です。

[事業系統図]

当社の主要な事業系統図は以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
99名	30.5歳	3.0年	4,936

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、マーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、社会に新しい価値を提供し続けるべく、持続的に成長する事業と持続的に成長する人材を輩出し、それらの集合体として持続的に成長する企業としてさらなる発展を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

企業のマーケティング施策においては、スマートフォンの普及やSNSユーザー数の増加等により、より一層のデジタルシフトが進むと見込んでおります。また生活者の情報接点や購買行動が大きく変化する中で、生活者に適切なタイミングで適切な情報を伝達する手段はより複雑化しています。このような環境を踏まえ、当社はマーケティング事業において市場や生活者インサイトの変化をいち早く捉え、常に最先端かつ最適なコミュニケーションプランとマーケティングソリューションを独自に企画開発し、提供してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は継続的な事業拡大と企業価値向上のため、売上高及び営業利益、経常利益を重要指標としております。

(4) 経営環境

マーケティング事業の領域においては、生活者の価値観の多様化・細分化が加速していること、若年のうちからインターネットを使いこなしてきた「デジタルネイティブ」層が今後消費を担うボリュームゾーンとなっていくこと、SNSユーザーの増加にともないSNSの影響力がますます高まっていることを踏まえると、デジタル・SNSを活用したマイクロマーケティングのニーズは今後さらに高まっていくことが予想されます。したがって、デジタル・SNS領域でマイクロマーケティングを提供する当社には追い風といえる市場環境であります。

また、今日のギフト市場規模は約6兆円（大日本印刷株式会社調べ）であり、かつEC市場が年々成長を遂げており、2017年には16.5兆円規模に達している（経済産業省調べ）ことを踏まえると、当社のギフトEC事業にとって好ましい市場動向であると言えます。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社では、以下の事項を主要な課題として認識し、課題に積極的に取り組むことにより今後も持続的な成長を図ってまいります。

事業・サービスの強化

マーケティング事業

近年のSNSの急激な普及やEC利用者の増加、生活者の価値観・生活スタイルの多様化・細分化に伴い、企業のマーケティング施策においても従来のマスマーケティングとは異なる新たな手法が強く求められています。このような環境を踏まえると、ターゲットごとにメッセージや手法を変えて特定ターゲットに着実にリーチする、効率的かつ効果的なマーケティング施策を実現する「マイクロマーケティング」のニーズが高まっていくことが見込まれます。そのような企業のマーケティングニーズの変化を捉え、常に独自性のあるマーケティングサービスを提供していくことが重要であると考えております。

ギフトEC事業

大幅な事業拡大に向けて、迅速なシステム開発やロジスティクスの強化、および商品ラインナップの充実化などを進めると同時に、PR活動やマーケティング施策を本格的に開始することによりサービスの認知向上とユーザー数の拡大を図ってまいります。

経営基盤の強化

企業価値の最大化のため、コーポレート・ガバナンスを重視し、内部統制の継続的な強化を推進してまいります。また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、コンプライアンス体制の整備及び改善に努めてまいります。加えて、環境変化にいち早く対応するため、最適な組織体制を築き、経営の意思決定及び実行の迅速化を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況及び経理の状況に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。なお、当該記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境等に関するリスクについて

市場動向

当社は、主にWebメディア及びソーシャルメディアを利用したマーケティング・プロモーションを提供する事業を行っております。平成29年のインターネット広告費は1兆5,094億円と前年比15.2%増の二桁成長（株式会社電通調べ）と順調に拡大しており、今後も同市場は堅調に推移すると予想しておりますが、当社の想定通りに市場規模が推移しない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制

当社は、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。

当社は法令や各種ガイドライン等の遵守を徹底し事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

サービスの陳腐化

インターネット業界においては、新たな技術やサービスの開発が活発に行われ、提供されており、常に競合他社より有益な価値を顧客企業に対し提供する必要があります。当社では、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術の導入を図り、蓄積したノウハウの活用とあわせてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら何らかの要因により、当社が保有するサービス及びノウハウ等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化する顧客企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社は、コンピューターシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することの無いよう運営にあたっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社の想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告業界の取引慣行

わが国においては、欧米の広告業界とは異なり、「一業種一社制」ではなく同一業種の複数の広告主と取引するケースが一般的であり、案件の企画・提案内容が評価されることによって同一業種の複数の広告主からの発注を獲得できます。しかし、わが国でこのような慣行が変化し、その変化に当社が適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟発生リスクについて

当社では、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア各社、アドテク各社及びインフルエンサー等との関係

メディア各社、アドテク各社及びインフルエンサー等との広範かつ親密なネットワークは当社の重要な経営資源であり、効果的なマーケティングをおこなうための事業インフラであります。当社は、メディア各社、アドテク各社及びインフルエンサー等に対し、有用な情報を継続的に提供すること並びにマーケティングサービスを共創することにより信頼関係を構築しておりますが、他社との競争激化により相対的に信頼関係が低下した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスクについて

人材の獲得及び育成

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ当社の業績に影響を与える可能性があります。

情報の漏洩

当社は会員組織を運営しており、取扱う個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の対象となります。また、業務の性質上顧客企業の機密情報も扱っており、情報の管理には万全を期した体制の強化に努めております。万一これらの情報の漏洩や不正使用等があった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、かかる知的財産権の侵害が生じてしまう可能性を完全に排除することは困難であり、万一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制について

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大などにより、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新規事業の展開について

当社では、マーケティング事業及びギフトEC事業における新規サービス、並びにその分析などに用いるデジタルツールの導入を計画しております。サービス及びツールの開発にあたってはシステム開発を行う必要があり、当該開発が人員不足等の原因により遅れた場合や、サービス開始後に想定どおりに進捗しなかった場合は、当社の利益を減少させる可能性があります。また、システム開発等が想定どおりに進捗した場合であっても、安定して収益を生み出すには相当程度の期間を要することがあり、結果的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の取締役、監査役及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。平成30年3月31日現在、新株予約権の目的である株式の数は563,900株であり、当社発行済株式総数3,721,800株の15.15%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としておりますが、通期業績、財政状態及びその他の状況の変化によっては、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度については、マーケティング事業においてSNSマーケティングやエディトリアル広告、アドテクノロジー関連サービスなどが継続成長したことに加え、当事業年度より開始した広告運用サービスも順調に立ち上がったことにより、売上高は2,165,784千円（前年同期比16.4%増）となりました。増収効果に加え、顧客への提供サービスの見直し・進化による粗利率の上昇、社員の生産性向上による人件費効率の改善、新規事業の選択と集中によるコスト削減を進めた結果、営業利益は346,552千円（前年同期比74.3%増）、経常利益は370,341千円（同86.1%増）、当期純利益は281,867千円（同99.3%増）となりました。

なお、当社はマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,285,408千円となり、前事業年度末に比べ380,140千円減少しました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりになります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は192,507千円となり、前事業年度末に比べ36,741千円減少しました。これは主に、税引前当期純利益を計上した一方で、法人税の支払い等が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は413,724千円（前事業年度末は593,091千円の収入）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入が600,000千円ありましたが、有価証券の取得による支出910,036千円及び敷金の差入による支出89,840千円等が発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は158,924千円となり、前事業年度末に比べ支出が141,792千円増加しました。これは主に、自己株式の取得による支出117,841千円、配当金の支払額51,392千円が発生したためであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社では、概ね受注から納品までの期間が短いため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称をマーケティング事業として記載しております。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
マーケティング事業	2,165,784	16.4
合計	2,165,784	16.4

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確定性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社は、事業運営上必要な流動性を常に確保し、高い財務健全性を担保することを基本方針としており、必要な運転資金については自己資金によることを基本としております。なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,285,408千円となっており、有利子負債の残高はありません。

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(1) 経営成績

経営成績については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(2) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。当社では売上高及び営業利益、経常利益を重視しております。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

(3) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。また、経営者の問題認識、今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

(4) 財政状態

(資産)

当事業年度末における総資産は2,429,512千円となり、前事業年度末に比べ161,955千円増加しました。これは主に、当期純利益の計上によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は446,458千円となり、前事業年度末に比べ39,284千円増加しました。これは主に、資産除去債務が30,136千円、未払法人税等が19,955千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は1,983,054千円となり、前事業年度末に比べ122,671千円増加しました。これは主に、配当金の支払いにより利益剰余金が51,576千円減少、および自己株式117,841千円の取得をしましたが、当期純利益の計上により利益剰余金が281,867千円増加したことによるものであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は68,088千円で、その主な内容は、本社移転に伴う建設仮勘定によるものであります。

2【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社業務設備	4,306	3,185	11,301	18,793	99

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の建物は、建物附属設備であります。
 4. 上記の他、他の者からの重要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。
 5. 当社は、単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	1,965.94㎡	53,147

3【設備の新設、除却等の計画】

当社は、マーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

当事業年度末現在における主な設備計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都渋谷区)	本社移転	129,822	32,065	自己資金	平成30年3月	平成30年4月

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,721,800	3,721,800	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。
計	3,721,800	3,721,800	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

平成23年3月29日臨時株主総会（平成23年4月25日取締役会決議：第2回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 社外協力者 2 当社従業員 29
新株予約権の数（個）	57
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 34,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年5月1日～平成33年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167（注）2 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が、いずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が新株予約権の割当時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった場合は、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の発行日（以下、「発行日」という）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価（ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成23年9月28日臨時株主総会（平成24年3月29日取締役会決議：第3回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50 当社契約社員 1
新株予約権の数（個）	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 48,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	334（注）2
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成33年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 334（注）2 資本組入額 167
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が、いずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が新株予約権の割当時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった場合は、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の発行日（以下、「発行日」という）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価（ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成27年3月20日取締役会（平成27年4月16日取締役会決議：第4回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 51
新株予約権の数（個）	3,317
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 331,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	668（注）2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日～平成37年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 668（注）2 資本組入額 334
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成27年3月19日）の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金668円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成30年3月期から平成36年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記（ ）から（ ）に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- （ ）営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合：30%
- （ ）営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合：50%
- （ ）営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合：100%

(2) 上記(1)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めるものとする。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社（以下、併せて「当社関係会社」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 以下に該当する場合、行使期間終了前といえども、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- （ ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- （ ）新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
- （ ）新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- （ ）新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成30年2月21日取締役会（平成30年3月15日取締役会決議：第5回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 29
新株予約権の数（個）	900
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 90,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,263（注）2
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日～平成40年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,263（注）2 資本組入額 1,132
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年2月20日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,263円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の経常利益が、下記()または()に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、当該経常利益が下記()または()に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

() 平成31年3月期乃至平成33年3月期のいずれかの期の経常利益が1,000百万円を超過した場合：
70%

() 平成31年3月期乃至平成36年3月期のいずれかの期の経常利益が1,500百万円を超過した場合：
100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社（以下、併せて「当社関係会社」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社または当社関係会社との契約関係に従い当社または当社関係会社の事業または経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た

だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成30年2月21日取締役会（平成30年3月15日取締役会決議：第6回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1
新株予約権の数（個）	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 60,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,263（注）2
新株予約権の行使期間	平成30年9月23日～平成40年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,263（注）2 資本組入額 1,132
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年（2018年）2月20日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,263円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2)新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8)その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (9)新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)	238,200	3,553,200	19,809	532,519	19,809	511,519
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	96,000	3,649,200	12,027	544,547	12,027	523,547
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)	2,400	3,651,600	400	544,948	400	523,948
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注)	32,400	3,684,000	4,208	549,156	4,208	528,156
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注)	37,800	3,721,800	4,809	553,966	4,809	532,966

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	17	12	27	1	1,521	1,583	-
所有株式数 (単元)	-	5,688	3,023	183	8,071	5	20,236	37,206	1,200
所有株式数の割合 (%)	-	15.29	8.13	0.49	21.69	0.01	54.39	100.00	-

(注) 自己株式75,000株は、「個人その他」に750単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
岡本 伊久男	東京都千代田区	832,300	22.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	459,300	12.59
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1 CHURCH PLACE, LONDON, E14 5HP UK	170,400	4.67
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP	135,400	3.71
(株)SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	131,509	3.61
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ	101,100	2.77
五味 大輔	長野県松本市	100,000	2.74
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	TAUNUSANLAGE 12, 60325 FRANKFURT, AM MAIN GERMANY	86,900	2.38
資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資 信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	85,100	2.33
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.	73,800	2.02
計	-	2,175,809	59.66

(注)平成30年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和証券投資信託委託株式会社が、平成30年3月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	大和証券投資信託委託株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
保有株券等の数	417,400株
株券等保有割合	11.22%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 75,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,645,600	36,456	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	3,721,800	-	-
総株主の議決権	-	36,456	-

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トレンダーズ株式会社	東京都渋谷区東三丁目9 番19号	75,000	-	75,000	2.02
計	-	75,000	-	75,000	2.02

(注) 当社は、平成30年4月23日に、上記住所より東京都渋谷区東三丁目16番3号に移転いたしました。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年11月14日)での決議状況 (取得期間 平成29年11月15日～平成30年3月31日)	75,000	150,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	75,000	117,841,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	0	32,159,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	21.4
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	21.4

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式(注)1、2	105	342,420

(注) 1. 単元未満株式の買取請求があったため、取得しました。

2. 平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出までに取得された自己株式数は含まれません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	75,000	-	75,105	-

(注) 平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出までに取得された自己株式数は含まれません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり24円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は31.35%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、中間配当をする場合の基準日は毎年9月30日であります。また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年5月14日 取締役会決議	87,523	24

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	3,440	1,360	899	911	2,920
最低(円)	774	660	378	432	800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	1,470	1,785	2,073	2,232	2,527	2,920
最低(円)	1,221	1,285	1,533	1,711	1,550	2,175

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5【役員の状況】

男性6名 女性3名（役員のうち女性の比率33.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長 執行役員 CEO	岡本 伊久男	昭和45年1月28日	平成9年10月 株式会社シーアイエー入社 平成12年7月 株式会社マクロミル入社、執行役員就任 平成13年4月 同社取締役就任 平成15年9月 同社取締役CFO就任 平成19年5月 当社顧問就任 平成20年10月 株式会社メディアフラッグ非常勤監査役就任 平成21年9月 株式会社マクロミル常勤監査役就任 平成22年6月 当社監査役就任 平成23年3月 当社社外取締役就任 平成23年10月 当社取締役就任 平成26年5月 当社代表取締役社長就任 平成27年4月 株式会社Smarprise取締役就任 平成29年7月 当社代表取締役 社長執行役員CEO就任（現任）	注1	832,300
取締役	副社長 執行役員 COO	黒川 涼子 (戸籍名：佐々井 涼子)	昭和49年9月3日	平成9年4月 株式会社東京スタイル入社 平成12年10月 テンブスタッフ株式会社入社 平成16年9月 ドクターカナコ株式会社入社 平成18年8月 当社入社 平成22年6月 当社取締役就任 平成24年7月 当社執行役員就任 平成26年6月 当社取締役就任 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 平成29年7月 当社取締役 副社長執行役員COO就任（現任）	注1	19,000
取締役	常務執行役員	郭 翔愛	昭和53年7月29日	平成14年4月 三井物産株式会社入社 平成19年6月 当社入社 平成22年6月 当社取締役就任 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員就任（現任）	注1	57,000
取締役	-	市原 泰彦	昭和50年9月12日	平成11年4月 日本電子計算株式会社入社 平成13年7月 株式会社マクロミル入社 平成17年1月 同社執行役員就任 平成19年9月 同社取締役就任 平成23年9月 同社常勤監査役就任 平成27年6月 当社社外取締役就任（現任） 平成28年8月 CCCマーケティング株式会社入社（現任）	注1	1,400
取締役	-	夏目 英治	昭和45年5月18日	平成6年4月 株式会社オンワード樫山（現株式会社オンワードホールディングス）入社 平成9年4月 株式会社ディレク・ティービー入社 平成13年9月 宇宙通信株式会社入社 平成20年8月 CCCマーケティング株式会社入社 平成27年4月 同社取締役就任 平成28年4月 株式会社リクルートホールディングス（組織再編により平成30年4月1日より株式会社リクルート）入社（現任） 平成28年6月 当社社外取締役就任（現任）	注1	400
取締役	-	猪熊 真理子	昭和59年12月18日	平成19年4月 株式会社リクルート入社 平成25年4月 一般社団法人全日本伝統文化後継者育成支援協会役員就任（現任） 平成26年3月 株式会社OMOYA設立、代表取締役社長就任（現任） 平成28年5月 一般社団法人at Will Work設立、理事就任（現任） 平成29年8月 株式会社ストリートスマート取締役就任（現任） 平成30年6月 当社社外取締役就任（現任）	注1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	牧田 真由美	昭和58年9月9日	平成19年12月 平成23年9月 平成26年6月	あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 当社入社 当社常勤監査役就任(現任)	注2	2,000
監査役	-	都 賢治	昭和34年11月14日	昭和58年4月 平成元年3月 平成2年8月 平成4年9月 平成15年9月 平成18年12月 平成23年3月 平成23年7月 平成27年11月	アーサーアンダーセン会計事務所入所 都会計事務所(現税理士法人アルタス)設立、 所長就任(現任) 株式会社アルタス設立、代表取締役就任(現任) 株式会社グロービス取締役就任 株式会社マクロミル社外監査役就任 株式会社アイスタイル社外監査役就任(現任) 当社社外監査役就任(現任) 株式会社チームスピリット社外取締役就任(現任) 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任	注2	8,000
監査役	-	橋岡 宏成	昭和42年1月23日	平成3年4月 平成10年4月 平成16年9月 平成19年6月 平成20年8月 平成21年3月 平成23年6月 平成23年6月 平成26年6月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 弁護士登録(東京弁護士会所属) 國吉法律事務所入所 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役就任(現任) 株式会社ユナイテッドアローズ社外監査役就任 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 昭和情報機器株式会社社外監査役就任 当社社外監査役就任(現任) 株式会社エー・ピーカンパニー社外監査役就任(現任) 株式会社アイフリークホールディングス(現株式会社アイフリークモバイル)社外監査役就任(現任)	注2	-
計							920,100

- (注) 1. 任期は、平成30年6月22日開催の定時株主総会の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、平成28年6月24日開催の定時株主総会の時から、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役 市原泰彦、夏目英治及び猪熊真理子は、社外取締役であります。
4. 監査役 都賢治及び橋岡宏成は、社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会に新しい価値を提供し続けるべく、持続的に成長する事業と持続的に成長する人材を輩出し、それらの集合体として持続的に成長する企業としてさらなる発展を遂げることを経営目標としております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要がありますと考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社における重要な経営課題と位置づけております。

企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要

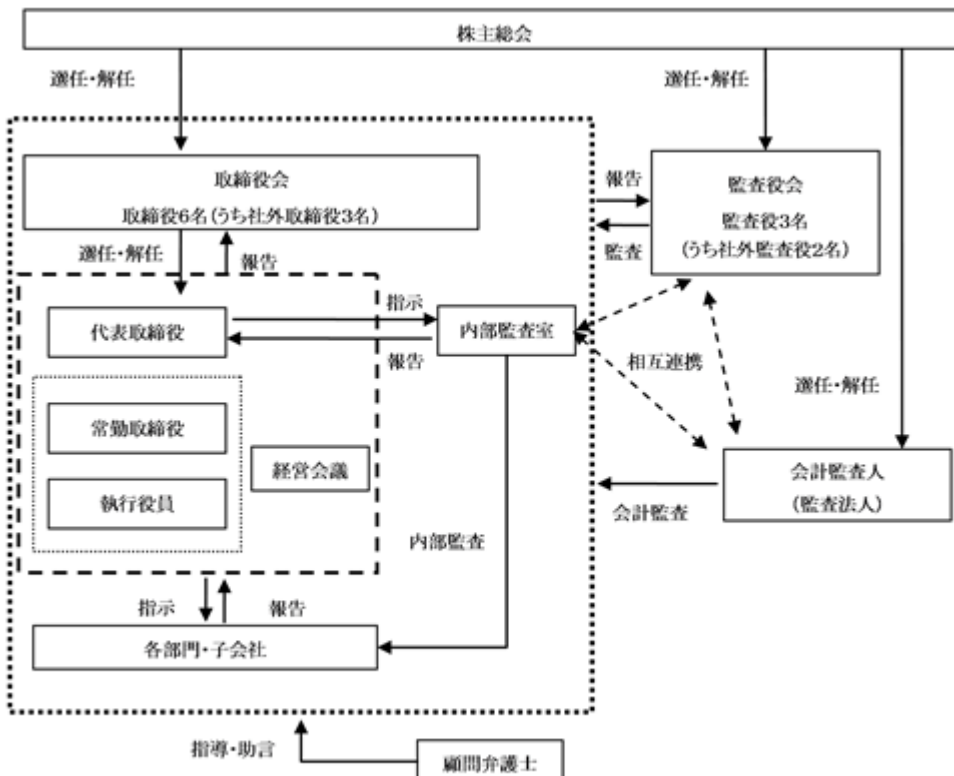
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む6名の取締役により構成され、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催して、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎週開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名によって構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。また、社外監査役に税理士1名及び弁護士1名が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

代表取締役直属の内部監査室は、全部署及び子会社を対象として業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門及び子会社に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(ロ) 当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



(八) その他の企業統治に関する事項

) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法が定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築しております。

また、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役直属の内部監査室による内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。なお、平成30年3月31日時点では当社に子会社はなかったため並びに及びのうち子会社にかかる記載は適用されませんでした。平成30年5月1日付で子会社を保有したため、これ以降は適用されます。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コーポレートDiv.は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行の確保を目的として監視、指導を行います。

不測の事態が発生した場合には、経営会議を代表して常勤取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行います。また、対策本部を設置し、緊急対応方針を審議・決定のうえ、迅速に対処します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

(2) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv.と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または従業員を子会社の取締役の一部として派遣し(以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。)、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。また、コーポレートDiv.は、子会社の主管部門として子会社担当取締役等と協力し、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、子会社の業務の適正を図ります。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

(2) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

コーポレートDiv.は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

(3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、コーポレートDiv.が主管となって、子会社の管理を行います。

なお、子会社の経営上・事業運営上の重要事項について、子会社の事業内容や規模を考慮のうえで、原則として子会社ごとに、当社への報告や事前承認を要する事項を定めます。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを子会社監査部門と協力して内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv.及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。

取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、コーポレートDiv.、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。

- (1) 当社及び子会社の重要な機関決定事項
- (2) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項
- (3) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (4) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (5) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反
- (6) その他、当社及び子会社に関する重要事項

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。

監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

以上

）リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、リスク管理に関する重要事項を経営会議にて審議することとしており、当社グループにおけるリスクの分析及びリスク対策方針の審議・決定、リスク対策の進捗確認、リスクが顕在化した場合の緊急対応方針の審議・決定を行います。

他方、各社員に対しては、個人情報、機密情報の管理その他のコンプライアンス教育を定期的に実施する等、リスク管理に対する周知徹底を図っております。

(二) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役市原泰彦、夏目英治及び猪熊真理子、並びに社外監査役都賢治及び橋岡宏成は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役直属の内部監査室を設置しており、担当者を1名配置しております。内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われていることを検証、評価及び助言することにより、当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。なお、発見された事項については、代表取締役へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

監査役は、毎月開催される監査役会の他、取締役会への出席、常勤監査役によるその他社内の重要な会議への出席等を通じて、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止、取締役及び各部門の業務執行につき監査を行っております。なお、常勤監査役に選任している牧田真由美は、当社業務に精通し、また公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人は、それぞれの立場からの問題意識の共有や、監査に関する情報交換を行うことにより、監査の効率性及び実効性を確保しております。

会計監査の状況

会計監査につきましてはPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 千代田義央

・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 3名

その他 4名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、経営の意思決定と業務執行を管理監督する取締役会について、取締役6名のうち3名を社外取締役に、監査役3名のうち2名を社外監査役にすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視が重要と考えており、当社は社外取締役及び社外監査役による監督・監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断しております。

社外取締役の市原泰彦は、当社株式を1,400株所有しております。社外取締役の市原泰彦は会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、CCCマーケティング株式会社の使用人であり、CCCマーケティング株式会社と当社との間で営業取引を行っております。その他には、当社と社外取締役市原泰彦との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の夏目英治は、当社株式を400株所有しております。社外取締役の夏目英治は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、株式会社リクルートホールディングス（組織再編により平成30年4月1日より株式会社リクルート）の使用人であり、株式会社リクルートホールディングスと当社との間で営業取引を行っております。その他には、当社と社外取締役夏目英治との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の猪熊真理子は、会社の経営に関する豊富な知識と、当社事業分野に関連する女性マーケティングへの知見を有しております。なお、株式会社OMOYAの代表取締役、株式会社ストリートスマートの取締役、一般社団法人全日本伝統文化後継者育成支援協会の役員及び一般社団法人at Will Workの理事ですが、これらと当社との間に営業取引はありません。また、当社と社外取締役猪熊真理子の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の都賢治は、当社株式を8,000株所有しております。社外監査役の都賢治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と社外監査役都賢治との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の橋岡宏成は、弁護士の資格を有しており、その専門的見地から議案審議等に適宜助言及び提言を行っております。なお、当社と社外監査役橋岡宏成との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視して選任しております。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	54,653	54,653	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	7,500	7,500	-	-	1
社外役員	7,200	7,200	-	-	4

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、平成18年2月8日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、平成18年2月8日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社では、取締役の選任決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策及び配当政策を可能とするため、平成29年6月23日開催の定時株主総会の決議により、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

株式の保有状況

- (イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。
- (ロ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,650	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応して財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,665,549	1,285,408
受取手形及び売掛金	458,179	498,367
有価証券	-	311,936
仕掛品	17,348	23,028
前払費用	7,445	12,015
繰延税金資産	6,392	12,618
その他	3,108	90,644
貸倒引当金	2,933	885
流動資産合計	2,155,091	2,233,133
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,373	57,173
減価償却累計額	41,328	52,867
建物(純額)	15,045	4,306
工具、器具及び備品	26,495	26,628
減価償却累計額	21,041	23,442
工具、器具及び備品(純額)	5,454	3,185
建設仮勘定	-	61,083
有形固定資産合計	20,499	68,576
無形固定資産		
のれん	1,951	-
ソフトウェア	17,980	11,301
その他	12,249	18,047
無形固定資産合計	32,181	29,348
投資その他の資産		
関係会社株式	1,304	1,304
敷金	48,588	89,840
繰延税金資産	9,891	7,310
投資その他の資産合計	59,783	98,454
固定資産合計	112,464	196,379
資産合計	2,267,556	2,429,512

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	179,262	168,661
未払金	52,191	31,129
未払費用	50,274	64,707
未払法人税等	74,298	94,254
未払消費税等	29,093	31,475
前受金	518	3,132
預り金	3,847	4,738
資産除去債務	-	18,579
その他	225	760
流動負債合計	389,712	417,439
固定負債		
資産除去債務	17,461	29,018
固定負債合計	17,461	29,018
負債合計	407,173	446,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	549,156	553,966
資本剰余金		
資本準備金	528,156	532,966
資本剰余金合計	528,156	532,966
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	780,658	1,010,950
利益剰余金合計	780,658	1,010,950
自己株式	-	117,841
株主資本合計	1,857,972	1,980,042
新株予約権	2,410	3,011
純資産合計	1,860,383	1,983,054
負債純資産合計	2,267,556	2,429,512

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	1,860,373	2,165,784
売上原価	1,004,145	1,124,428
売上総利益	856,227	1,041,356
販売費及び一般管理費	1,657,382	1,694,804
営業利益	198,845	346,552
営業外収益		
有価証券利息	-	20,160
助成金収入	2,500	3,900
その他	444	926
営業外収益合計	2,945	24,986
営業外費用		
支払利息	2,522	1,197
その他	222	-
営業外費用合計	2,744	1,197
経常利益	199,045	370,341
特別利益		
固定資産売却益	2,263,344	2,303,095
投資有価証券売却益	10,000	-
新株予約権戻入益	-	88
特別利益合計	36,344	30,184
特別損失		
関係会社株式評価損	17,500	-
固定資産除却損	3,123,509	-
減損損失	4,161,619	-
特別損失合計	31,629	-
税引前当期純利益	203,761	400,526
法人税、住民税及び事業税	73,544	122,303
法人税等調整額	11,229	3,645
法人税等合計	62,315	118,658
当期純利益	141,446	281,867

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高		5,976	0.6	34,072	3.0
労務費		271,095	26.7	287,451	25.4
経費		736,892	72.7	809,645	71.6
当期総費用		1,013,964	100.0	1,131,168	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,521		17,348	
期首商品たな卸高		91		82	
合計		1,021,577		1,148,600	
期末仕掛品たな卸高		17,348		23,028	
期末商品たな卸高		82		1,143	
他勘定振替高		-		-	
当期売上原価		1,004,145		1,124,428	

原価計算の方法

原価計算の方法は実際個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
外注費(千円)	661,606		754,904	
その他原価費(千円)	38,187		21,135	
地代家賃(千円)	26,714		25,723	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	544,948	523,948	523,948	664,773	664,773	-	1,733,670	2,410	1,736,080
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4,208	4,208	4,208				8,416		8,416
剰余金の配当				25,561	25,561		25,561		25,561
当期純利益				141,446	141,446		141,446		141,446
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-	-
当期変動額合計	4,208	4,208	4,208	115,885	115,885		124,302	-	124,302
当期末残高	549,156	528,156	528,156	780,658	780,658	-	1,857,972	2,410	1,860,383

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	549,156	528,156	528,156	780,658	780,658	-	1,857,972	2,410	1,860,383
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4,809	4,809	4,809				9,619		9,619
剰余金の配当				51,576	51,576		51,576		51,576
当期純利益				281,867	281,867		281,867		281,867
自己株式の取得						117,841	117,841		117,841
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								601	601
当期変動額合計	4,809	4,809	4,809	230,291	230,291	117,841	122,069	601	122,671
当期末残高	553,966	532,966	532,966	1,010,950	1,010,950	117,841	1,980,042	3,011	1,983,054

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	203,761	400,526
減価償却費	16,343	21,211
のれん償却額	4,088	339
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,395	2,048
減損損失	1,619	-
有価証券利息	-	20,160
支払利息	2,522	1,197
助成金収入	2,500	3,900
投資有価証券売却損益（は益）	10,000	-
固定資産除却損	12,509	-
固定資産売却損益（は益）	26,344	30,095
関係会社株式評価損	17,500	-
新株予約権戻入益	-	88
売上債権の増減額（は増加）	96,355	40,188
たな卸資産の増減額（は増加）	9,736	5,679
仕入債務の増減額（は減少）	36,247	10,600
未払金の増減額（は減少）	35,425	14,689
未払費用の増減額（は減少）	7,126	14,433
前受金の増減額（は減少）	6,395	2,613
預り金の増減額（は減少）	64	891
未払又は未収消費税等の増減額	38,720	2,089
その他	2,057	45,608
小計	227,922	270,242
利息の受取額	0	20,160
利息の支払額	2,522	1,197
助成金の受取額	2,500	3,900
法人税等の支払額	11,228	100,598
法人税等の還付額	12,577	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,249	192,507
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	910,036
有価証券の償還による収入	-	600,000
投資有価証券の売却による収入	583,237	-
有形固定資産の取得による支出	4,700	32,198
無形固定資産の取得による支出	14,142	11,750
無形固定資産の売却による収入	30,000	32,000
関係会社株式の取得による支出	1,304	1,900
敷金の差入による支出	-	89,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	593,091	413,724
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8,416	9,619
新株予約権の発行による収入	-	690
配当金の支払額	25,548	51,392
自己株式の取得による支出	-	117,841
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,131	158,924
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	805,209	380,140
現金及び現金同等物の期首残高	860,340	1,665,549
現金及び現金同等物の期末残高	1,665,549	1,285,408

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備(建物勘定に含まれる)及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～11年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間(5年)にわたり定額法により償却しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は、平成29年12月21日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように当事業年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11,066千円減少しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度93%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当	209,649千円	228,721千円
役員報酬	75,440千円	69,353千円
減価償却費	8,043千円	17,649千円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ソフトウェア	26,344千円	30,095千円
計	26,344	30,095

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ソフトウェア	12,509千円	-千円
計	12,509	-

- 4 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	1,619

当社は、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前会計年度においては、マーケティング事業の一部サービスをクローズいたしました。これに伴い、ソフトウェアの減損損失を計上しております。

なお、当事業年度については、該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,651,600	32,400	-	3,684,000
合計	3,651,600	32,400	-	3,684,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 発行済株式の総数の増加32,400株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(数)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,410
	合計	-	-	-	-	-	2,410

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	25,561	7	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	51,576	利益剰余金	14	平成29年3月31日	平成29年6月26日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	3,684,000	37,800	-	3,721,800
合計	3,684,000	37,800	-	3,721,800
自己株式				
普通株式（注2）	-	75,000	-	75,000
合計	-	75,000	-	75,000

（注1）発行済株式の変動事由の概要

増加の内訳

新株予約権の行使による増加 37,800株

（注2）自己株式の変動事由の概要

増加の内訳

取締役会決議に伴う市場買付による取得 75,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（数）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,011
	合計	-	-	-	-	-	3,011

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	51,576	14	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	87,523	利益剰余金	24	平成30年3月31日	平成30年6月8日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	1,665,549千円	1,285,408千円
現金及び現金同等物	1,665,549	1,285,408

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は主に社債及び未公開会社株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、未公開会社への出資であり、投資先の信用リスクに晒されております。

賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレートDiv.が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は各事業部からの報告に基づきコーポレートDiv.が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,665,549	1,665,549	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*)	458,179 2,933		
	455,246	455,246	-
(3) 敷金	48,588	48,015	572
資産計	2,169,384	2,168,811	572
(1) 買掛金	179,262	179,262	-
(2) 未払金	52,191	52,191	-
(3) 未払費用	50,274	50,274	-
(4) 未払法人税等	74,298	74,298	-
(5) 未払消費税等	29,093	29,093	-
負債計	385,121	385,121	-

(*)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,285,408	1,285,408	-
(2) 受取手形及び売掛金	498,367		
貸倒引当金(*1)	885		
	497,482	497,482	-
(3) 有価証券	300,000	300,000	-
(4) 敷金(*2)	138,428	134,830	3,597
資産計	2,221,319	2,217,721	3,597
(1) 買掛金	168,661	168,661	-
(2) 未払金	31,129	31,129	-
(3) 未払費用	64,707	64,707	-
(4) 未払法人税等	94,254	94,254	-
(5) 未払消費税等	31,475	31,475	-
負債計	390,229	390,229	-

(*1)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2)敷金には流動資産でその他に計上している金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 有価証券

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金(固定資産)の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有価証券()	-	11,936
関係会社株式()	1,304	1,304

() 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,665,549	-	-	-
受取手形及び売掛金	458,179	-	-	-
敷金	-	-	46,302	2,286
合計	2,123,728	-	46,302	2,286

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,285,408	-	-	-
受取手形及び売掛金	498,367	-	-	-
有価証券	300,000	-	-	-
敷金	48,588	-	-	89,840
合計	2,132,364	-	-	89,840

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	300,000	300,000	-
合計		300,000	300,000	-

2. 関係会社株式

関係会社株式(当事業年度及び前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,304千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	310,000	10,000	-
(2) 投資事業有限責任組合出資	273,237	-	-
合計	583,237	10,000	-

当事業年度において、該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度において、従来、投資有価証券として保有していた株式(貸借対照表計上額11,936千円)を有価証券に変更しております。これは資金運用方針の変更に伴い変更したものであります。なお、当該変更による影響はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、関係会社株式17,500千円について減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
現金及び預金	2,410	3,011

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	-	88

4. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) ストック・オプションの内容

	平成23年4月25日決議 第2回新株予約権	平成24年3月29日決議 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 社外協力者 2 当社従業員 29	当社従業員 50 当社契約社員 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 501,000(注)2	普通株式 174,000(注)2
付与日	平成23年4月28日	平成24年3月30日
権利確定条件	当社普通株式は株式市場に上場した場合に限り、行使することができる。 新株予約権者が新株予約権の割当時ににおいて当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった場合は、権利行使時ににおいても当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。	当社普通株式は株式市場に上場した場合に限り、行使することができる。 新株予約権者が新株予約権の割当時ににおいて当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった場合は、権利行使時ににおいても当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成25年5月1日から平成33年4月27日まで。	平成26年4月1日から平成33年12月31日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成24年6月15日付で普通株式1株につき300株の割合で、平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割後の株数で記載しております。

	平成27年 3月20日決議 第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 51
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 350,200
付与日	平成27年 4月24日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成30年 7月 1日から平成37年 4月23日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、平成30年3月期から平成36年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記()から()に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- () 営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合：30%
- () 営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合：50%
- () 営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合：100%
- (2)上記(1)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めて定めるものとする。
- (3)新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、併せて「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	平成30年2月21日決議 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 90,000
付与日	平成30年3月23日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年7月1日から平成40年3月22日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の経常利益が、下記()または()に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、当該経常利益が下記()または()に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

()平成31年3月期乃至平成33年3月期のいずれかの期の経常利益が1,000百万円を超過した場合：70%

()平成31年3月期乃至平成36年3月期のいずれかの期の経常利益が1,500百万円を超過した場合：100%

(2)上記(1)における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(3)新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、併せて「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社または当社関係会社との契約関係に従い当社または当社関係会社の事業または経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	平成30年2月21日決議 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 60,000
付与日	平成30年3月23日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成30年9月23日から平成40年3月22日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年3月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成23年4月25日 決議 第2回 新株予約権(注)	平成24年3月29日 決議 第3回 新株予約権(注)	平成27年3月20日 決議 第4回 新株予約権	平成30年2月21日 決議 第5回 新株予約権	平成30年2月21日 決議 第6回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	-	-	341,200	-	-
付与	-	-	-	90,000	60,000
失効	-	-	9,500	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	331,700	90,000	60,000
権利確定後(株)					
前事業年度末	52,200	67,800	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	18,000	19,800	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	34,200	48,000	-	-	-

(注) 平成24年6月15日付で普通株式1株につき300株の割合で、平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割後の株数で記載しております。

単価情報

決議年月日	平成23年4月25日 第2回 新株予約権(注)	平成24年3月29日 第3回 新株予約権(注)	平成27年3月20日 第4回 新株予約権	平成30年2月21日 第5回 新株予約権	平成30年2月21日 第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	167	334	668	2,263	2,263
行使時平均株価 (円)	1,579	1,468	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	7	1	10

(注) 平成24年6月15日付株式分割(1株につき300株の割合)、平成25年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第5回及び第6回ストック・オプションについての評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第5回及び第6回新株予約権
株価変動性(注)1	55.79%
満期までの期間(注)2	10年
配当利回り(注)3	0.62%
無リスク利子率(注)4	0.069%

(注)1. 以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：上場日から評価基準日までの期間

価格観察の頻度：週次

異常情報：該当事項なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 割当日から行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近の配当実績14円に基づき算出しております。

4. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

218,280千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

44,054千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,487千円	6,011千円
未払事業所税	- 千円	599千円
資産除去債務	- 千円	5,733千円
貸倒引当金	905千円	273千円
減価償却超過額	- 千円	2,270千円
資産除去債務	5,322千円	8,955千円
関係会社株式評価損	5,358千円	5,358千円
資産調整勘定	681千円	454千円
繰延税金資産合計	17,754千円	29,657千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,471千円	9,728千円
繰延税金負債合計	1,471千円	9,728千円
繰延税金資産の純額	16,283千円	19,928千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	-千円	-千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-	-

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 ()	9,815千円	35,972千円

(注1) 損益等からみて重要性の乏しい関連会社については、除外してこれらの金額を算出しております。

(注2) 資金運用方針の変更により、当事業年度より保有目的をその他有価証券に変更しております。なお、当該変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(イ) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.26%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(ハ) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
期首残高	17,148千円	17,461千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	29,018
見積りの変更による増加額	-	800
時の経過による調整額	313	318
資産除去債務の履行による減少額	-	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	17,461	47,598

(ニ) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

会計上の見積りの変更にて記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社はマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社はマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産の減損損失1,619千円を計上しておりますが、当社は、マーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する事項】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要な取引がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要な取引がないため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	504.34円	542.95円
1株当たり当期純利益金額	38.63円	76.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	37.88円	71.58円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,860,383	1,983,054
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,410	3,011
(うち新株予約権(千円))	(2,410)	(3,011)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,857,972	1,980,042
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,684,000	3,646,800

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	141,446	281,867
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	141,446	281,867
期中平均株式数(株)	3,661,345	3,682,153
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	72,611	255,691
(うち新株予約権(株))	(72,611)	(255,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権(新株予約権の数3,412個) 新株予約権1個の目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。	第5回新株予約権(新株予約権の数900個)、第6回新株予約権(新株予約権の数600個) 新株予約権1個の目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

(重要な後発事象)
 (子会社の設立)

当社は、平成30年4月20日開催の取締役会において、次のとおり子会社設立を決議し、平成30年5月1日に設立手続きが完了いたしました。

(1)設立の目的

当社はかねてより、住所を知らない相手にもSNSを利用して厳選されたギフトを贈ることができる、ギフトECサービス「Anny magazine」を提供してまいりました。近年のSNS及びEC利用者の増加に伴い市場環境が大きく変化する中、当社は同サービスのさらなる収益拡大を図るため、ギフトEC事業に特化した新会社、株式会社BLTを設立することを決定いたしました。これにより経営の意思決定と実行スピードを早め、組織体制を強化してまいります。

株式会社BLTは、「毎日にアニバーサリーを」をビジョンに掲げ、ギフトECサービス「Anny magazine」を通して、貰い手に感動をもたらすような新たなギフトの手法を提案・提供してまいります。

(2)設立する子会社の概要

名称	株式会社BLT
所在地	東京都渋谷区東三丁目16番3号
代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本 伊久男
事業内容	ギフトEC事業
資本金	50,000千円
出資比率	当社80%
設立日	平成30年5月1日

(株式会社MimiTVの株式の取得)

平成30年4月26日開催の取締役会において、株式会社MimiTV(以下「MimiTV社」)の全発行株式を取得し、子会社化する決議をいたしました。なお、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、特定子会社に該当することとなります。

(1)取得の目的

当社は企業のプロモーション・PR支援を行うマーケティング事業において、インフルエンサー・メディアの独自ネットワークを強みとし、生活者の多様化・細分化に対応したプランニングで次世代型の「マイクロマーケティング」を提供しております。一方MimiTV社は美容動画メディア「MimiTV」をYouTube、Instagram、FacebookなどのSNSおよびアプリ上で展開し、のべ60万人を超えるフォロワーを有するなど、プラットフォームの特性に応じた美容動画の企画編集ノウハウを強みとしております。

今回の株式取得及び子会社化により上記の両社の強みをかけあわせることで、当社のマーケティング事業のさらなる成長、ひいては当社グループの価値向上を図ることができると考えております。

(2)取得する子会社株式の数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株(議決権の数:0個、議決権所有割合:0%)
(2)取得株式数	1,040株(議決権の数:1,040個) 普通株式 900株、A種優先株式 140株
(3)取得価額	103,504千円
(4)異動後の所有株式数	1,040株(議決権の数:1,040個、議決権所有割合:100%)

(3)異動する子会社の名称、事業内容、規模

(1)名称	株式会社MimiTV
(2)事業内容	動画メディアの企画、開発、運営等
(3)資本金	59,400千円

(4) 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	株式会社Candle	
(2) 所在地	東京都渋谷区神南一丁目12番16号 アジアビル7階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 金 靖征	
(4) 事業内容	メディア事業	
(5) 資本金	54,408千円	
(6) 設立年月日	平成26年4月9日	
(7) 純資産	110,051千円	
(8) 総資産	213,829千円	
(9) 大株主及び持株比率	クルーズ株式会社 100%	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(1) 名称	B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	シード・アーリーからレイターまで幅広いステージにおける国内外のスタートアップへの投資	
(5) 組成日	平成29年3月8日	
(6) 無限責任組合員の概要	名称	B Dash Ventures株式会社
	所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 洋行
	事業内容	ベンチャーキャピタル事業
(7) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	上場会社と無限責任組合員との関係	該当事項はありません。

(5) 日程

(1) 取締役会決議日	平成30年4月26日
(2) 契約締結日	平成30年4月26日
(3) 株式取得日	平成30年5月1日

(6) 支払資金の調達及び支払方法
 自己資金

(連結決算への移行)

当社は、平成30年4月20日開催の取締役会において、株式会社BLTの子会社設立を決議し、平成30年5月1日に設立手続きが完了しました。また、平成30年4月26日開催の取締役会において株式会社MimiTVの全発行株式の取得を決議し、平成30年5月1日付で株式の譲受が完了し、同社は当社の子会社となりました。

これらの結果、翌事業年度(平成31年3月期)の第1四半期決算より、従来の単体決算から連結決算への移行を予定しております。

(セグメント区分の変更)

当社は従来よりマーケティング事業の単一セグメントとしておりましたが、平成31年3月期より「マーケティング事業」「ギフトEC事業」「インベストメント事業」の3つのセグメントに変更することいたしました。

(投資事業有限責任組合への出資)

平成30年6月18日開催の取締役会において、Tree1号投資事業有限責任組合への出資について決議いたしました。

(1)出資の目的

純投資

(2)出資の概要

名称	Tree1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員	クリアシオン・キャピタル株式会社
出資金額	300,000千円
払込期日	平成30年6月25日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	56,373	800	-	57,173	52,867	11,554	4,306
工具、器具及び備品	26,495	133	-	26,628	23,442	2,401	3,185
建設仮勘定	-	61,083	-	61,083	-	-	61,083
有形固定資産計	82,869	62,016	-	144,886	76,310	13,955	68,576
無形固定資産							
のれん	22,070	-	1,611	20,458	20,458	339	-
ソフトウェア	43,637	273	-	43,911	32,610	6,953	11,301
その他	12,249	5,797	-	18,047	-	-	18,047
無形固定資産計	77,957	6,071	1,611	82,416	53,068	7,292	29,348

(注1) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定：主に本社移転に係る工事 61,083千円

その他：WEBシステム開発 5,797千円

(注2) 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

のれん：売却による減少 1,611千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,933	406	756	1,698	885

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	17,461	30,136	-	47,598

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	81
預金	
普通預金	1,285,326
小計	1,285,326
合計	1,285,408

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)TBWA \ HAKUHODO	9,487
合計	9,487

期日別内訳

相手先	金額(千円)
平成30年5月	5,875
6月	3,612
合計	9,487

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)博報堂	46,062
(株)エヌ・ティ・ティ・アド	28,892
アサヒグループ食品(株)	26,900
ネスレ日本(株)	26,205
(株)カシオコミュニケーションプレインズ	23,029
その他	337,790
合計	488,880

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
454,550	2,540,874	2,506,544	488,880	83.7	67.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二．有価証券

区分	金額(千円)
債券	
社債	300,000
その他	
その他有価証券	11,936
合計	311,936

ホ．仕掛品

品目	金額(千円)
マーケティング事業	23,028
合計	23,028

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ジーニー	11,620
LINE(株)	7,344
(株)ノット	6,652
(株)テレビ東京コミュニケーションズ	4,320
(株)LOCUS	3,844
その他	134,880
合計	168,661

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	437,530	964,700	1,555,088	2,165,784
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	55,677	132,055	286,697	400,526
四半期(当期)純利益金額(千円)	37,495	89,223	194,388	281,867
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	10.17	24.13	52.61	76.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	10.17	13.95	28.50	24.01

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL http://www.trenders.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第18期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月14日関東財務局長に提出

第18期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

第18期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成29年10月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年10月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年11月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年11月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成30年2月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成30年2月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成30年5月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成29年11月15日 至 平成29年11月30日）平成29年12月15日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成29年12月1日 至 平成29年12月31日）平成30年1月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年1月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年2月28日）平成30年3月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年3月31日）平成30年4月13日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成30年3月23日関東財務局長に提出

平成30年2月22日提出の臨時報告書（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月25日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンダーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トレンダーズ株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、トレンダーズ株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。